論点整理表

論点番号	5(6)	複数の職員団体が存在する場合の3	た渉のあり方を	どのようにすべ	担当委員 諏訪委員		
HIII W E - 3		きか。(統一交渉などについて、どのように考えるか。)					
とか。、、、				1		頁	
※ 以下では複数の職員団体に団体交渉・協約締結権が付与される場合を想定して検							
	倫点5(5)2のA案						
119 公。 (明	#Iボリ(J) Z V/A来	大はし 3条を心化)					
【兄朋/アキョ/ナ	る共同交渉】						
	る共同父例】						
 • 同一企業	カの海粉知今がは田書	ドに対し共同交渉を強制できるために		生」(亚母 20 年) 520 百	1006		
		ためし共向交換を掘削できるために 発結できるために、統一的な団体意思		云」(千成 20 千) 329 貝	1000		
	<i>"</i>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
		っのうち交渉の統一的遂行のためには の選字(充準按照の、大仏)が悪士					
		の選定(交渉権限の一本化)が要求					
一的安結	一的妥結のためには妥結権限・協約締結権限の統一(一本化)が要求される。						
│	- - - 	シレーを提合(離る団体の関において	合音がたさ れ				
○ 共同統一交渉をすることを可能とした場合(職員団体の間において合意がなされ - ストスニトな前根)のメリット ディリット							
ていることを前提)のメリット、デメリット。 ※ 「共同統一交渉」とは、複数の職員団体が共同で団体交渉及び協約締結を統一							
的に行うことをいう							
※ 職員団体の間の合意の内容によっては、団体交渉権の全てを統一的に行使する							
のではなく、一部の要求事項について共同統一交渉を行い、その他の要求事項に							
ついては各々の職員団体が交渉することとなることもある。							
※ 複数の職員団体が、その上部団体として連合団体を結成した場合において、当							
		を締結する場合は別段として、複数 <i>σ</i>					
交渉のみ	ならず協約締結まで	統一的に行うことは、現実には困難が	多いのではな				

いかと考えられる。

(メリット)

- ・ 各組合の自主性及び意思を尊重することになり、自律的労使関係制度を構築する という趣旨により沿うものと考えられる。
- 複数の職員団体と別々に交渉するというコストを抑制することができる。
- 勤務条件の統一性の確保が図られやすくなる。

(デメリット)

・ 共同統一交渉を実施中に職員団体間で割れた場合には、再度それぞれの職員団体 と交渉する必要があり、その分の交渉コストが生じるおそれがある。

(留意事項)

- 再度交渉を行うコストを生じさせないためには、共同統一交渉を行う場合には個別交渉を行わないこととする法的な仕組みを設けるのかどうか、検討が必要である。
- ・ 共同統一交渉の場合、共同統一交渉を行う団体の当事者性を制度上どのように定義するか、当事者適格の在り方(民主的手続、会計の公正性・透明性等)をどのように考えるのかについて検討が必要である。
- ・ 現在の国家公務員の職員団体が府省別に複数組織されていることから、中央交渉 については、実際上共同統一交渉にならざるを得ないと考えられる。
- ・ 共同統一交渉を実施するか否かは職員団体の主体的判断に基づく対応が基本となるが、例えば、①連合系・全労連系など系列別に中央交渉を行うパターンと②各系列が参加した(非現業職員全体を代表する)交渉団体を設立して行うパターンが考えられる。
 - ※ 地方公務員制度における複数の職員団体が存在する場合の交渉のあり方については、論点16において検討

【整理】 上記のとおり		
上記のとおり		